



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

元気な子どもをまじづく り企業を募集します

市では、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をとりながら、希望に沿った働き方ができる社会づくりをめざすため、今年度から「秋田市元気な子どもをまじづくり企業認定・表彰制度」を設けます。

この制度では「仕事と子育ての両立支援」「子育てにやさしい活動」に取り組み企業を認定し、特に優れた企業を表彰します。
対象 秋田市内に本店・支店・事業所などがある企業。公益法人、NPO法人、個人事業主などを含む
認定方法 企業の取り組みを「認定基準」に照らし合わせ、事業所単位で認定します
認定基準にある項目の例

- ▶男性従業員の育児休業取得について、過去3年間に取得例がある
- ▶結婚のための休暇制度がある
- ▶一般事業主行動計画を策定している
- ▶短時間労働やフレックスタイム

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>

など、多様な働き方を認めている
▶結婚祝金・出産祝金がある
▶管理職が「イクボス」宣言をしている

秋田市が認定する「子育てにやさしい施設」に登録している

▶子育て家庭を対象としたサービス・イベントなどを実施している
募集期間 7月上旬から8月末まで。詳しくは、子ども総務課ホームページでお知らせします。

*11月に開催予定の啓発イベントでは、認定企業への認定証と認定マーク付きステッカーの交付、表彰式などを行います。

●お問い合わせ 子ども総務課
☎(888)5687

医療費の自己負担分が 軽減される福祉医療費 の申請を忘れずに

次の①か②に該当するあなたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付され、診療の際に受給者証と健康保険証を一緒に医療機関に提示すると、保険診療の自己負担分（1〜3割）が助成されます。

申請と変更手続きの窓口

①子どもの福祉医療制度は、子ども総務課(市役所2階)

☎(888)5691
FAX(888)5693

②障がい児(者)の福祉医療制度は、障がい福祉課(市役所1階)

☎(888)5663
FAX(888)5664

①②とも各市民SC(中央・東部を除く)、駅東SCでも受け付けます

①子どもの福祉医療制度の対象

0・1歳▶全員に入院・通院医療費を助成します。所得確認あり
2〜6歳▶入院は全員に助成します。通院は所得制限あり
小学生▶入院・通院ともに所得制限あり

*1歳以上で市(区町村)民税所得割が課税されている世帯は、自己負担分の半額をお支払いいただけます。なお、医療機関(入院・通院それぞれ)や薬局ごとに月額1千円が上限です。

ひとり親家庭、父母がいない家庭、父(母)が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭▶18歳までのお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が対象です。所得制限があります。お子さんが就職などで、社会保険本人(※)になると該当しません

②障がい児(者)の福祉医療制度の対象

重度障がい児(者)▶身体障害者手帳1〜3級か療育手帳Aをお持ちのかた。社会保険本人(※)は所得制限があります

高齢身体障がい者▶65歳以上で身

体障害者手帳4〜6級をお持ちのかた。所得制限があります。なお、社会保険本人(※)は該当しません
※秋田市国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度以外の健康保険の被保険者のこと。

更新申請書を送付しました

福祉医療費受給者証は、毎年8月1日に更新されます。受給者証の有効期間が平成28年7月31日までのかたへ、6月に更新申請書をお送りしました。

申請書を期限までに提出したかたには、7月下旬に支給判定結果をお知らせします(受給対象者には新しい受給者証を同封します)。

新規申請を受け付けます

新たに受給者証を申請する場合の申し込みは、「乳幼児・小中学生」が7月11日(月)から、それ以外の対象が7月19日(火)から上記①②の窓口で受け付けます。

*平成27年度は所得制限を超えたため該当しなかったかたでも、今年度は受給者証が交付される場合があります。

*ひとり親家庭のかたで、「乳幼児・小学生」の福祉医療制度の受給者証(対象区分および負担者番号)の上2桁が「74」をお持ちのかたは、申請により「ひとり親家庭」の制度に切り替えできる場合があります。

●人口▶315,389人(-41) …5月分 出生▶209人
 ・男▶148,366人(-16) 死亡▶306人
 ・女▶167,023人(-25) 転入▶578人
 *1年前の人口▶317,171人 転出▶522人
 ●世帯▶136,262世帯(+86) ()内は前月比

秋田市職員採用試験(職務経験者)



必ず、下記の配布場所にある受験案内書に従い手続きしてください。受験案内書は、市ホームページからも入手できます。人事課☎(888)5429
<http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ps/>

●職務経験者の共通条件は、昭和42年4月2日以降に生まれたかたです。学歴は問いません。

試験区分	採用予定数	受験資格
行政	10人	職務経験が通算して5年以上のかた
臨床心理士	1人	臨床心理士の資格を有し、当該資格が必要な職務経験が通算して3年以上のかた
土木	5人	土木工事における企画立案・工事の設計・監督に関する職務経験が通算して5年以上のかた
建築	2人	建築物の設計・施工管理に関する職務経験が通算して5年以上のかた
電気	2人	電気・機械設備の計画・設計・工事管理に関する職務経験が通算して5年以上のかた
機械	2人	電気・機械設備の計画・設計・工事管理に関する職務経験が通算して5年以上のかた

*大学卒業程度など、他の採用試験と重複して申し込むことはできません。また、通算できる「職務経験」には一定の要件があります。詳しくは、受験案内書をご覧ください。

試験内容	一次	書類審査
	二次	実施日▶9月18日(日)・19日(月・祝) 会場▶秋田市役所または都市センターホテル(東京都千代田区) 試験方法▶社会人基礎試験、専門試験、適性検査、面接試験 *試験区分により試験方法が異なります。詳しくは、受験案内書をご覧ください。

受験案内書の配布場所
 市役所1階総合案内、人事課(4階)、各市民サービスセンター(中央を除く)、駅東サービスセンター、秋田市東京事務所

申し込み 7月1日(金)から8月1日(月)までに人事課
 *高卒程度や資格職の採用試験日程などは、市ホームページをご覧ください。また、今後の広報あきたでもお知らせします。

企業の海外展開をサポートします

秋田港からコンテナ貨物で秋田産品などを輸出し、海外の見本市などに出展する市内の企業(5社程度)へ補助金を支給します。交付は審査により、8月中旬〜下旬に決定します。なお、交付決定後の事業が対象になります。
補助金額▶補助対象経費の2分の1(上限30万円)



補助対象経費▶イベント・フェアの出展経費、コンテナ輸送料など
 申込期間▶7月1日(金)〜29日(金)
 ●問い合わせ 商工貿易振興課
 ☎(888)5730

ふるさと納税謝礼品の提供事業者を募集します

秋田市にふるさと納税をされたかたへの謝礼品として、地元産品やサービスを提供していただける事業者を随時募集しています。参加票は、企画調整課ホームページ

でご確認ください。
■未参加事業者向けの説明会
 日時▶7月21日(木)午前10時〜11時
 会場▶市役所職員研修棟第2研修室
申し込み▶ FAXかEメールに企業名(氏名)、住所、電話・FAX番号、Eメールアドレス、担当者名、提供できる商品・サービス名を書いて、7月19日(火)まで企画調整課へ提出してください。
 FAX☎(888)5463
 Eメール to:plmn@city.akita.akita.jp
 ●問い合わせ
 企画調整課☎(888)5462

人口移動調査にご協力ください



人口移動調査は、居住や転居の実態を把握するための調査です。調査員証を着用した調査員が訪問していますので、ご協力をお願いします。なお、調査の基準日は7月1日です。
対象地区▶平成28年国民生活基礎調査の対象になった保戸野、土崎港中央、御所野、桜地区の一部
 ●問い合わせ
 保健総務課☎(883)1170

歴史的建造物の保存に補助します

伝統的な町家など、地域の景観資源である建造物を修理・改修する費用を補助します。補助申請の前に事前協議が必要です。
対象▶外観が秋田の歴史的景観にふさわしく、おおむね昭和20年までに建築された建造物(固定資産税が非課税の場合を除く)
事前協議の申し込み▶7月29日(金)までに、事前協議書に必要書類を添えて提出してください。事前協議の申請前に、都市計画課(市役所4階)へご相談ください。
 ●問い合わせ
 都市計画課☎(888)5764